



# 教育委員会会議 令和2年4月定例会 会議録

(13:30)

## 1. 開会

市民憲章唱和

## 2. 教育長あいさつ

## 3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第15条第2項の規定による。

## 4. 前回会議録の承認

全員賛成

## 5. 教育長等の報告

なし

## 6. 議事

### (1) 議案

#### ①津山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について（教育総務課）

概要説明（資料6-1-1）

教育委員会の職員の服務については、市長部局の規程に準ずるものとなっている。このたび市長部局が遅参・早退の規程を廃止したため、教育委員会の規程についても所要の改正を行うものである。

#### ②令和2年度公務を分担する主任等の命免について（学校教育課）

概要説明（資料6-1-2）

学校教育法施行規則第44・45条並びに第70・71条に基づき、校務を分担する主任等の職として、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事及び司書教諭を発令するものである。

#### ③津山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について（学校教育課）

概要説明（資料6-1-3）

人事異動に伴い委嘱・任命、解職・解任するものである。委嘱・任命者及び解嘱・解任者は4名で、委嘱・任命の期間については、前任者の残任期間である令和2年4月1日から令和2年10月31日までとなっている。

#### ④津山市教育支援委員会委員の委嘱について（学校教育課）

概要説明（資料6-1-4）

人事異動に伴い3名ずつを委嘱、解嘱するものである。委嘱の期間については、前任者の残任期間である令和2年4月1日から令和3年5月10日までとなっている。

#### ⑤津山市特別支援教育推進センター職員の任命及び解任について（学校教育課）

概要説明（資料6-1-5）

人事異動に伴い任命及び解任を行うもの。任命者の方が1名多くなっているのは、本年度から学校と特別支援教育推進センター職員を兼務しているためである。

#### ⑥津山市地域学校協働活動推進委員の委嘱について（学校教育課）

概要説明（資料6-1-6）

社会教育法第9条の7及び津山市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき委嘱するものである。

#### ⑦津山市青少年育成センター運営審議会委員の委嘱及び解嘱について（次世代育成課）

概要説明（資料6-1-7）

津山警察署の人事異動によるもの。任期については令和2年4月1日から令和2年9月30日までとなる。

## ⑧津山市青少年育成指導委員の委嘱について（次世代育成課）

概要説明（6-1-8）

一斉改選によるもの。任期については令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなる。

## ⑨津山市社会教育委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明（6-1-9）

任期満了に伴い10名委嘱するもの。委嘱期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなる。

## (2) 報告

### ①執行体制（令和2年4月1日現在）について（教育総務課）

概要説明（資料6-2-1）

今年度は機構改革があり、大幅な組織改編があった。令和2年度の教育委員会執行体制について、部長級職員として教育次長を置いて文部科学省から栗野次長をお招きし、1部4課体制となっている。教育総務課は学校施設課と統合し2係体制となっており、学校教育課は生涯学習課の事務を一部引き継ぎ4係体制となっている。また、健全育成業務・青少年育成センター・鶴山塾業務は新たに次世代育成課を設けて業務を行う。保健給食課は変更はない。

補助執行の事務について、社会教育委員の委嘱等に関する事務を生涯学習課が地域振興部となり引き続き業務を行っている。幼稚園・保育所事務については、引き続きこども保健部が行っている。

### ②令和2年度小中学校管理職等名簿及び児童生徒数・学級数（速報値）について（学校教育課）

概要説明（資料6-2-2）

資料31ページ、小・中学校管理職等名簿には、主幹教諭、指導教諭と新任・転任の情報を加えている。32ページには、4月14日時点での児童生徒数・学級数一覧を添付している。

### ③新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の臨時休業について

概要説明（資料6-2-3）

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、津山市教育委員会では児童生徒の命と健康を守るため、また感染防止を徹底するという趣旨のもと、4月20日（月）から5月8日（金）まで小中学校を臨時休業することとした。この際に、学校長宛に発出した文書が33ページ、保護者あてのお知らせが34ページ、休業中の学習について学校長宛に発出した文書が35ページとなっている。

また4月21日付けで文部科学省から臨時休業を行う場合の学習の保障について通知があった。この通知では、臨時休業中であっても学校教育の果たすべき役割に変わりはなく、必要な対応を行うことが求められるとして、児童生徒が自宅にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け、学習を継続するとともに、主教材である教科書及びそれと併用できる教材に基づく家庭学習を課すこと、また、家庭学習を適切に課したうえで教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であるとされている。また、学級担任等を中心として電話等を通じて自宅で過ごす児童生徒及び保護者と連絡を密にし、休校期間中において定期的に児童生徒の心身の健康状況把握を行うこととされている。さらには、4月末には各都道府県における学習取組状況のフォローアップについて、文部科学省へ報告することとなっている。

津山市においては、35ページ資料の中で、各学校に具体的な例示により家庭学習の方法や内容を提示しており、成果の確認についても要請している。小中学校・幼稚園の状況については、次のとおり。

小中学校については臨時休業期間中、登校日を設定して学習内容等について児童生徒に説明する機会を設けた。学校の裁量により複数回の登校日を設けたり、家庭訪問を実施したりして児童生徒の状況の把握に努めている。

また、不要不急の外出を避ける目的のため教員が校区内の商業施設等で見守りを行っている。さらに前回の臨時休業同様、児童クラブから要請に基づくスクールヘルパーの派遣を行っており、23日現在で2名派遣要請があった。

津山市立幼稚園も小中学校同様4月20日（月）から5月8日（金）までを臨時休園することとした。保護者に対し、家庭での生活について、外出の自粛や規則正しい生活等を行っていただくよう要請している。また、幼稚園は臨時休園中であっても、午前8時30分から午後5時30分まで預かり保育を実施している。幼稚園教諭については、保育園の方への支援等も行っている。

## **7. その他**

### **(1) 各課からのお知らせ**

①給食だより・給食レシピの作成について（保健給食課）

給食だよりの4月号を発行した。給食レシピもホームページに公開して臨時休業期間中であっても情報発信を行っていく。

### **(2) 次回定例会の開催について**

教育委員会規則に毎月第4木曜日が定例会開催日となっているが、次回定例会は令和2年5月28日(木)午後1時30分から開催。

### **(3) その他**

なし

## **8. 閉会**

(14:40)